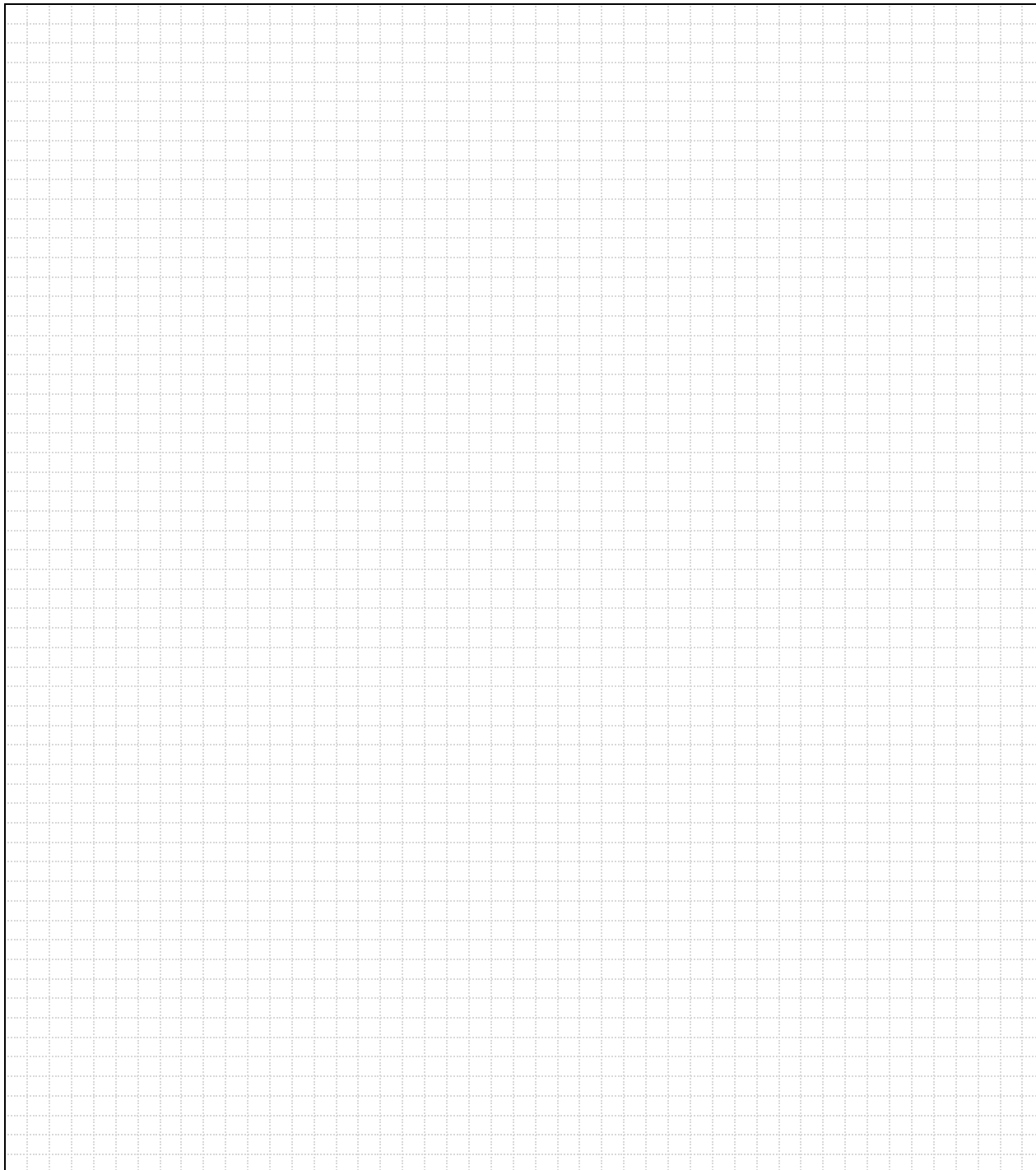


定期報告書の添付書類・飼養衛生管理マニュアル

1 農場の平面図

農場の名称 _____

農場の所在地 _____



記載事項

- ①衛生管理区域内の各施設の配置場所、名称（畜舎、立入禁止看板、飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室、たい肥化施設、農機具庫、パドック等）及び出入口と近辺の見取り図を記載。
- ②農場敷地内に住居等の生活区域が存在する場合、生活区域と衛生管理区域を区別した線引き。
- ③消毒設備の設置場所（衛生管理区域、畜舎（ふ卵舎）の出入口に設置した消毒設備）。
- ④農場敷地内に埋却用地がある場合、その場所も記入。

※別紙で提出する場合、様式は自由ですが、欄内に「別添」と記載し、上記の①～④までの事項を図面に記載。

2 飼養衛生管理マニュアル：農場における遵守事項

作成年月日： 年 月 日

番号	遵守事項	重点事項
①	衛生管理区域内（以下「区域内」）で使用する衣服、長靴、車両は、衛生管理区域外では使用せず、野生動物の狩猟への参加は控えます。	
②	他の農場等の畜産施設には、不要に立ち入りません。	
③	海外へ渡航する場合、その旨、飼養衛生管理者へ事前に報告します。帰国後は、飼養衛生管理者に報告の上、海外で使用した衣服等は区域内に持ち込まず、原則1週間は区域へ入りません。 （やむを得ず立ち入る必要が生じた場合は、シャワーで入念に洗浄し、手指や身に着けている眼鏡や時計等の消毒を徹底します。）。	
④	海外では、家畜の飼養農場等の畜産関係施設には、不要に立ち入りません。	
⑤	区域内に、肉製品（特に海外で製造されたもの）は、持ち込みません。また、外国人技能実習生等には、母国（家族等）から肉及び肉製品を含む荷物が送付されないよう指導します。	◎
⑥	区域内には、飼養管理に不必要な物品等は持ち込みません。	◎
⑦	家畜の飼養管理に必要な飼料添加物や医薬品、設備修繕のための工具等を区域内に持ち込む場合は、事前に飼養衛生管理者へ報告し、消毒した上で持ち込みます（紙袋等は外装の消毒を徹底）。	
⑧	区域内に、犬・猫等の動物が入らないよう対策し、畜舎では給餌しません。	
⑨	家畜の飼養管理に係る作業の前に、犬や猫等の動物に触れた場合は、手指は洗浄・消毒し、専用の衣服に着替えてから作業します。	
⑩	畜舎や飼料保管庫等にネット等を設置し、野生動物の侵入を防止対策を徹底するとともに、定期的に設備を点検し、破損等を確認した場合は直ちに修理します。また、夜間は野生動物の侵入を防ぐため、畜舎の出入口を閉めます。	◎
⑪	飼料については、ねずみ等が接触しないよう、フタ付きのタンク等で適切に保管するとともに、日頃から殺鼠剤や粘着シートにより駆除を行います。	◎
⑫	死亡家畜は、直ちに化製場へ搬入します。搬入までに時間を要する場合は、ブルーシートで被う等、野生動物との接触防止対策を講じた上で、保管します。	
⑬	日頃から、区域内を衛生的に管理するとともに、ねずみが隠れ場所を作らないよう、不要な物品は、適宜片づけます。 区域内に出入りする場合は、手指や長靴の消毒は徹底し、使用した衣服や物品についても洗浄・消毒を徹底します。 また、農場の出入口や畜舎周囲には定期的に消石灰を散布します。	◎
⑭	生きた家畜を出荷する場合、搬出後は作業場所を洗浄、消毒し、また、出荷する家畜に異状を確認した場合は、出荷を中止します。	

※消毒方法等については、別添参照。

3 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じている措置の内容

○措置の内容について口にレを記入、複数回答可

◆衛生管理区域に立ち入らせない方法

- 柵・杭 プランター ロープ テープ 石灰散布 カラーコーン
 看板の設置 その他（ ）

◆衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触させない方法

- 畜舎出入口に看板の設置 畜舎の施錠 監視カメラ
 その他（ ）

4 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類

○消毒設備について口にレを記入、複数回答可

◆衛生管理区域の出入口の車両消毒

- 消石灰帯 消毒薬噴霧器 車両用消毒槽 車両用消毒ゲート 消毒マット
 その他（ ）

◆畜舎等の出入口の人の消毒

- 踏込消毒槽 消毒薬噴霧器 消毒マット 手指消毒スプレー
 その他（ ）

5 畜舎ごとの家畜の飼養密度

○各畜舎の家畜の種類ごとに1頭(羽)当たりの面積を記入。肉用鶏については、1坪当たりの羽数を記入。

畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)当たりの面積又は1坪当たりの羽数

畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)あたりの面積又は1坪あたりの羽数

畜舎ごとの家畜の飼養密度は「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。

○区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する。

○同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する。


※注意

次の6～8は、口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病が発生した場合に、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分後の患畜等を埋却する場合について記載してください（病源体を封じ込めることが目的のため、原則、埋却になります）。

6 埋却の用に供する土地の確保の状況（馬のみ所有の場合は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

埋却地を確保 焼却・化製処理を検討（7に進む） 確保していない（8に進む）

（①に進む）

- ① 埋却用地の所在地 _____
- ② 埋却用地の面積 _____ m²
- ③ 農場から埋却地までの距離 _____
- ④ 埋却用地の利用状況 放牧地 採草地 畑 その他（ _____ ）
- ⑤ 埋却地の所有者 本人（⑧に進む） 本人以外（⑥に進む）
- ⑥ 土地所有者氏名又は名称 _____
- ⑦ 土地利用に関する契約 有（契約内容： _____ ）
無
- ⑧ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 有 無
- ⑨ ⑧の説明に対する当該関係者の承諾の有無 有 無
- ⑩ その他埋却の的確かつ迅速な実施のための参考となるべき事項（近隣住民（町内会）以外の住民にも説明 _____）

7 焼却又は化製のための準備措置（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

- ① 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
・名称 _____
・所在地 _____
- ② 農場から焼却施設又は化製場までの距離 _____
- ③ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明の有無
有 無 その他（平常時、鶏の死体等は自社内で処理しているため不要 _____）
- ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無 有 無 その他（③と同様 _____）

8 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

土地を探している 購入手続き中 市役所又は役場等に相談
地権者と交渉中 その他（ _____ ）

9 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称

- ① 担当獣医師氏名 _____
担当獣医師所属 _____ 連絡先 _____
- ② 担当診療施設名 _____ 連絡先 _____

※管理獣医師がいる場合については、①の担当獣医師氏名及び担当獣医師所属を記入。家畜診療所に家畜の診療を依頼している場合は、②の診療施設名を記入。

※以下については、大規模所有者のみ対象

- 10 大規模所有者にあつては、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し（馬のみの所有者は記入不要）

◆大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいいます。

○牛の場合

品種	月齢	頭数	区分
乳用種の雄牛・交雑種の牛	満17月以上	200頭以上	成牛
乳用種の雄牛・交雑種の牛以外の牛	満24月以上		
乳用種の雄牛・交雑種の牛	満4月～17月未満	3,000頭以上	育成
乳用種の雄牛・交雑種の牛以外の牛	満4月～24月未満		

○水牛・馬の場合 200頭以上

○鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

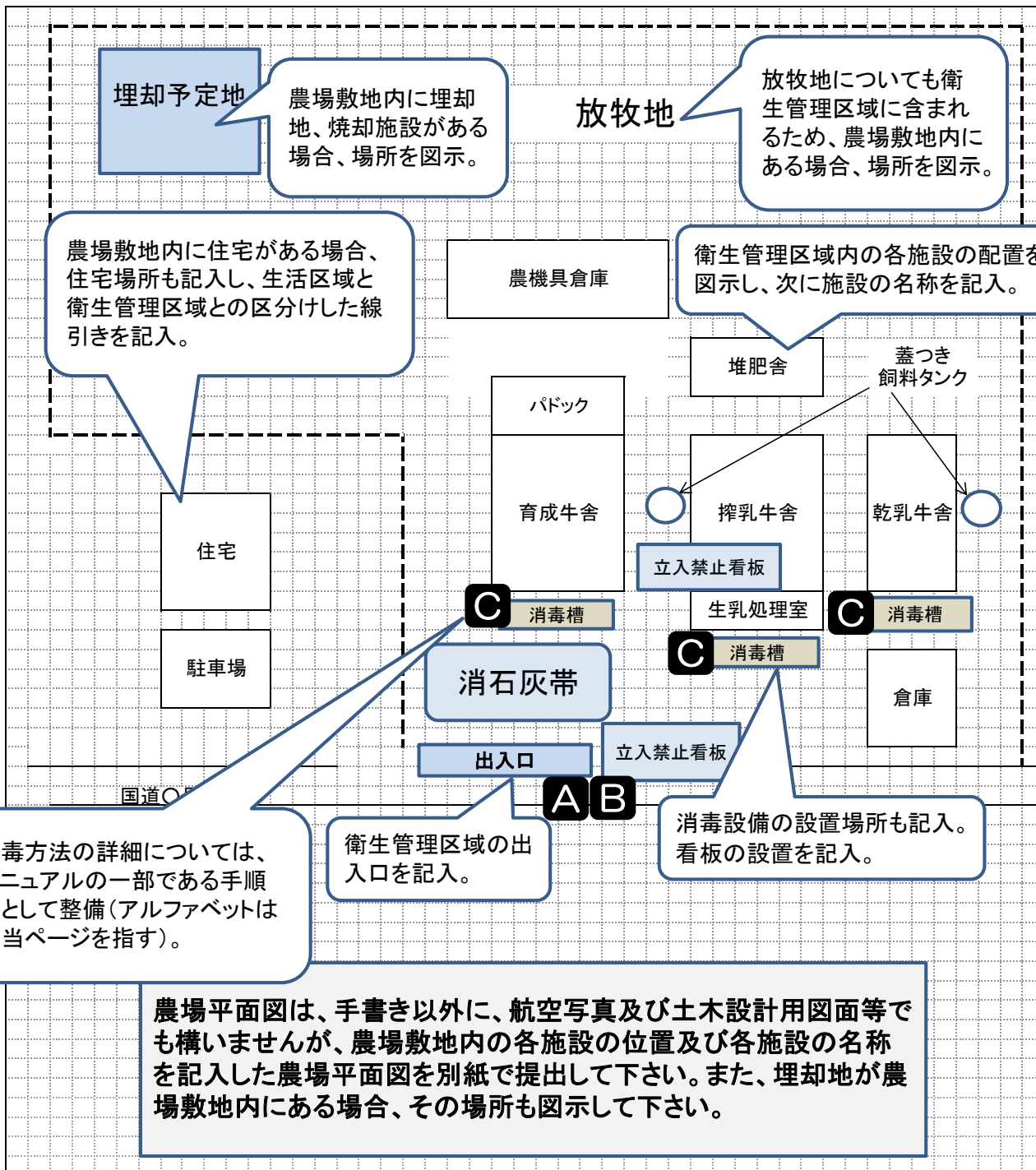
○鶏・うずらの場合 10万羽以上

○あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

1 農場の平面図

農場名がない場合、家畜の所有者を記入。

農場の名称 北海 太郎
 農場の所在地 ○○市○○町××番地



記載事項

- ①衛生管理区域内の各施設の配置場所、名称（畜舎、立入禁止看板、飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室、たい肥化施設、農機具庫、パドック等）及び出入口と近辺の見取り図を記載。
- ②農場敷地内に住居等の生活区域が存在する場合、生活区域と衛生管理区域を分けした線引き。
- ③消毒設備の設置場所（衛生管理区域、畜舎（ふ卵舎）の出入口に設置した消毒設備）。
- ④農場敷地内に埋却用地がある場合、その場所も記入。

※別紙で提出する場合、様式は自由ですが、欄内に「別添」と記載し、上記の①～④までの事項を図面に記載。

2 飼養衛生管理マニュアル：農場における遵守事項

作成年月日： 年 月 日

番号	遵守事項	重点事項
①	衛生管理区域内（以下「区域内」）で使用する衣服、長靴、車両は、衛生管理区域外では使用せず、野生動物の狩猟への参加は控えます。	
②	他の農場等の畜産施設には、不要に立ち入りません。	
③	海外へ渡航する場合、その旨、飼養衛生管理者へ事前に報告します。帰国後は、飼養衛生管理者に報告の上、海外で使用した衣服等は区域内に持ち込まず、原則1週間は区域へ入りません。（やむを得ず立ち入る必要が生じた場合は、シャワーで入念に洗浄し、手指や身に着けている眼鏡や時計等の消毒を徹底します。）。	
④	海外では、家畜の飼養農場等の畜産関係施設には、不要に立ち入りません。	
⑤	区域内に、肉製品（特に海外で製造されたもの）は、持ち込みません。また、外国人技能実習生等には、母国（家族等）から肉及び肉製品を含む荷物が送付されないよう指導します。	◎
⑥	区域内には、飼養管理に不必要な物品等は持ち込みません。	◎
⑦	家畜の飼養管理に必要な飼料添加物や医薬品、設備修繕のための工具等を区域内に持ち込む場合は、事前に飼養衛生管理者へ報告し、消毒した上で持ち込みます（紙袋等は外装の消毒を徹底）。	
⑧	区域内に、犬・猫等の動物が入らないよう対策し、畜舎では給餌しません。	
⑨	家畜の飼養管理に係る作業の前に、犬や猫等の動物に触れた場合は、手指は洗浄・消毒し、専用の衣服に着替えてから作業します。	
⑩	畜舎や飼料保管庫等にネット等を設置し、野生動物の侵入を防止対策を徹底するとともに、定期的に設備を点検し、破損等を確認した場合は直ちに修理します。また、夜間は野生動物の侵入を防ぐため、畜舎の出入口を閉めます。	◎
⑩	飼料については、ねずみ等が接触しないよう、フタ付きのタンク等で適切に保管するとともに、日頃から殺鼠剤や粘着シートにより駆除を行います。	◎
⑪	死亡家畜は、直ちに化製場へ搬入します。搬入までに時間を要する場合は、ブルーシートで被う等を、野生動物との接触防止対策を講じた上で、保管します。	
⑫	日頃から、区域内を衛生的に管理するとともに、ねずみが隠れ場所を作らないよう、不要な物品は、適宜片づけます。区域内に出入りする場合は、手指や長靴の消毒は徹底し、使用した衣服や物品についても洗浄・消毒を徹底します。また、農場の出入口や畜舎周囲には定期的に消石灰を散布します。	◎
⑬	生きた家畜を出荷する場合、搬出後は作業場所を洗浄、消毒し、また、出荷する家畜に異状を確認した場合は、出荷を中止します。	

※消毒方法等については、別添参照。

3 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じている措置の内容

○措置の内容について口にしを記入、複数回答可

◆衛生管理区域に立ち入らせない方法

- 柵・杭 プランター ロープ テープ 石灰散布 カラーコーン
 看板の設置 その他 ()

◆衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触させない方法

その他は、記載項目以外について記入。

- 畜舎出入口に看板の設置 畜舎の施錠 監視カメラ
 その他 ()

4 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類

○消毒設備について口にしを記入、複数回答可

◆衛生管理区域の出入口の車両消毒

- 消石灰帯 消毒薬噴霧器 車両用消毒槽 車両用消毒ゲート 消毒マット
 その他 ()

◆畜舎等の出入口の人の消毒

- 踏込消毒槽 消毒薬噴霧器 消毒マット 手指消毒スプレー
 その他 ()

豚については、種豚、母豚、育成豚、肥育豚の飼養密度を記入。肉用鶏については、1坪あたりの羽数を記入

5 畜舎ごとの家畜の飼養密度

○各畜舎の家畜の種類ごとに1頭(羽)あたりの面積を記入。肉用鶏については、1坪あたりの羽数を記入。

畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)あたりの面積又は1坪あたりの羽数	畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)あたりの面積又は1坪あたりの羽数
搾乳牛舎	〇〇㎡/頭(羽)	種豚	〇〇㎡/頭(羽)
乾乳牛舎	〇〇㎡/頭(羽)	母豚	〇〇㎡/頭(羽)
育成牛舎	〇〇㎡/頭(羽)	育成豚	〇〇㎡/頭(羽)
		肥育豚	〇〇㎡/頭(羽)
		採卵鶏	〇〇㎡/頭(羽)
		肉用鶏	〇〇羽/坪

畜舎ごとに、家畜の1頭あたりの面積を記入。

畜舎ごとの家畜の飼養密度は「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。

○区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する。

○同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する。


※注意

次の6～8は、口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病が発生した場合に、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分後の患畜等を埋却する場合について記載してください（病源体を封じ込めることが目的のため、原則、埋却になります）。

6 埋却の用に供する土地の確保の状況（馬のみ所有の場合は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

埋却地を確保 焼却・化製処理を検討（7に進む） 確保していない（8に進む）

（①に進む）

- ① 埋却用地の所在地 〇〇市〇〇町××番地
- ② 埋却用地の面積 〇〇〇 m²
- ③ 農場から埋却地までの距離 _____
- ④ 埋却用地の利用状況 放牧地 採草地 畑 その他（ _____ ）
- ⑤ 埋却地の所有者 本人（⑧に進む） 本人以外（⑥に進む）
- ⑥ 土地所有者氏名又は名称 _____ 土地所有者が本人以外は記入。
- ⑦ 土地利用に関する契約 有（契約内容： _____）
無
- ⑧ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 有 無
- ⑨ ⑧の説明に対する当該関係者の承諾の有無 有 無
- ⑩ その他埋却の的確かつ迅速な実施のための参考となるべき事項（近隣住民（町内会）以外の住民にも説明 _____）

農場内に埋却地がある場合は、「農場内」と記入し、農場平面図にも記入。
農場から離れている場合、距離数を記入。

契約内容については、「貸借契約を成立」、「契約書は交わしていないが承諾を得ている」等の概要を記入。

埋却するにあたり、⑧及び⑨以外の対応を記入。

7 焼却又は化製のための準備措置（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

- ① 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
・ 名称 〇〇化製処理場
・ 所在地 〇〇市〇〇町××番地
- ② 農場から焼却施設又は化製場までの距離 〇〇km
- ③ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明の有無
有 無 その他（平常時、鶏の死体等は自社内で処理しているため不要）
- ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無 有 無 その他（③と同様 _____）

埋却以外に焼却又は化製を検討している場合は、記入。

8 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する口にレの記入及び必要事項の記入

土地を探している 購入手続き中 市役所又は役場等に相談
地権者と交渉中 その他（ _____ ）

埋却地等を確保していない場合は、記入。

9 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称

- ① 担当獣医師氏名 北海道 太郎 ①もしくは②のどちらかを記入。
- 担当獣医師所属 北海道大動物コンサルタント 連絡先 ××-×××
- ② 担当診療施設名 北海道〇〇診療所 連絡先 ××-×××

※管理獣医師がいる場合については、①の担当獣医師氏名及び担当獣医師所属を記入。家畜診療所に家畜の診療を依頼している場合は、②の診療施設名を記入。

※以下については、大規模所有者のみ対象

10 大規模所有者にあつては、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し（馬のみの所有者は記入不要）

「従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へに通報することを規定した書面」の写しを報告書に添付。

◆大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいいます。

○牛の場合

区分	頭数	月齢	品種
成牛	200頭以上	満17月以上	乳用種の雄牛・交雑種の牛
		満24月以上	乳用種の雄牛・交雑種の牛以外の牛
育成	3,000頭以上	満4月～17月未満	乳用種の雄牛・交雑種の牛
		満4月～24月未満	乳用種の雄牛・交雑種の牛以外の牛

○水牛・馬の場合 200頭以上

○鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

○鶏・うずらの場合 10万羽以上

○あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上